

働き方改革と社労士

◇働き方改革とは

デフレ基調が根強い日本経済を再生させ、誰もが生きがいをもって能力を発揮できる社会を創(つく)る。そのためには、立ちほだかる現行の労働制度や働き方の壁を取り除かなければならない。これが「一億総活躍の国創り」であり、実現のための最大チャレンジとして「働き方改革」が位置づけられている。

政府によれば、「働き方改

千葉県社会保険労務士会会長

森 義隆氏



◇もりよしたか 長崎県出身。1983年、同志社大学法学部卒。現在、全国社会保険労務士会連合会常任理事、千葉県社会保険労務士会会長、社会保険労務士法人MCS代表(特定社会保険労務士)。その他、地方公共団体および外郭団体、学術団体で講師、第三者委員や改革委員等を務める。

報道されたことも記憶に新しい。このような動きを受け、「働き方改革」は労使双方の関心を集めている。

計画内容は①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善の賃金引き上げと労働生産性向上②罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正④柔軟な働き方がしやすい環境整備⑤女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備⑥病気の治療と仕事の両立⑦子育て、介護等と仕事の両立、障害者の就労⑧雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援⑨誰にでもチャンスのある教育環境の整備⑩高齢者の就業促進⑪外国人材の受け入れが盛り込まれ、その範囲は多岐にわたる。

労働基準法70年の歴史において画期的な大改革で、政府は先月、働き方改革関連法案を国会に提出した。

◇県内の取り組み

千葉県庁や千葉労働局、関

係団体(社会保険労務士会等)は、県内の雇用の質向上とともに地方創生や県内経済の好循環につながるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善および職場における女性の活躍等の推進に向けて連携し、各種取り組みを実施している。

県は「働き方改革」推進事業として、企業向けセミナーの開催やアドバイザー養成・派遣を実施(商工労働部雇用労働課)。千葉労働局では「ちばの魅力ある職場づくり公勞使会議」を設置し、「働きやすさ」と働きがいのある雇用環境の実現に向けて「」を採択した。

全国社会保険労務士会連合会は昨年、「働き方改革支援宣言」をプレス発表し、さらに「経営労務診断ドック」で企業の健康経営をサポートしている。併せて総合労働相談所を設置し、労使双方からの各種相談に応じている。

◇働き方改革の3課題

長時間労働の是正、非正規と正社員格差、高齢者の就労促進が働き方改革を実現するための三つの課題とされる。この課題克服には、就業規則や36協定をはじめとした各種規程の見直し、労働者の健康管理、生産性向上のための業務見直しなどが求められる。全てが「人」に関するものであり、専門家として社会保険労務士が存在する。社会保険労務士会は今年、法制定50周年。この節目にわれわれ社会保険労務士は、働き方改革を「使命」ととらえ取り組んでいく所存だ。

ちばオピニオン

私論 直言

革こそが労働生産性を改善するための最良手段。生産性を向上させ、その成果を働く人に分配し賃金上昇・需要拡大を通じた成長を図る。つまり『成長と分配の好循環』を構築することで日本経済の潜在的な成長に結びつけていくとされる。このように働き方改革には、社会政策や経済政策としての一面もある。

◇働き方改革のポイント

安倍首相が議長となった「働き方改革実現会議」で、「働き方改革実行計画」が決定された。また、今年、首相年頭記者会見で登場した「働き方改革国会」という言葉が

「使命」とし労使サポート